平成２２年（フ）第７１２１号
東京都国分寺市東恋ヶ窪３丁目10―２―206
債務者　今田　賀久
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７１４２号
東京都港区芝浦３丁目15―５―1002
債務者　後藤　千明
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６号
青森県五所川原市大字広田字榊森39番地３
債務者　一戸　儀雄
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
青森市奥野４丁目18番２号
債務者　五十嵐酒店こと　村林とし子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
青森県むつ市金曲３丁目３番35号
債務者　西堀　洋子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
静岡県磐田市見付1895番地　雇用促進住宅208
債務者　山崎美代子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
愛知県豊川市市田町西赤早稲46番地
債務者　田中　哲夫
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第７３号
愛知県豊川市豊川町伊呂通30番地の８
債務者　渡邊　智之
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第８３号
愛知県豊橋市草間町字東山75番地の１―401
債務者　松下　容子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第８６号
愛知県豊橋市飯村南５丁目15番地の17
債務者　小林　文子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第９１号
愛知県豊橋市前芝町字宇塚72―３　宇塚ハイツ201号室
債務者　渡邉　祐三
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月28日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２４５号
静岡市葵区安東１丁目10番23―302号
債務者　吉田久美子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７４３号
静岡市清水区岡町３番６号　ロビーシティー201
債務者　大沢　俊子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月５日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０号
静岡市清水区鳥坂958番地の２モンシェリー静清201
債務者　杉本美也子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月５日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３号
静岡市清水区三保1550番地の１　羽衣団地811号
債務者　川口　知子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部